

○総務省告示第十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条 第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第 十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十 二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十 一号の二十の二、第十一号の二十の三、第十一号の二十の五から第十一号の二十一まで、第十一 号の二十三から第十一号の二十六まで、第十一号の三十、第十二号、第十四号、第十五号から第 十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号の二、第二十一号、第二十三号、第 二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第三十八 号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から第五十 四号の四まで及び第六十三号に掲げる無線設備</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）第二条 第一項第一号の四から第二号の二まで、第三号の二から第六号まで、第九号、第十一号の三、第 十一号の四、第十一号の六の二から第十一号の八の二まで、第十一号の十の二から第十一号の十 二まで、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十の二から第十一号 の二十一まで、第十一号の二十三から第十一号の二十六まで、第十二号、第十四号、第十五号か ら第十八号まで、第十九号の五から第十九号の十まで、第二十号の二、第二十一号、第二十三 号、第二十三号の二、第二十四号から第二十八号まで、第二十八号の三から第三十一号まで、第 三十八号から第四十五号まで、第五十一号、第五十二号の二、第五十二号の三、第五十四号から 第五十四号の三まで及び第六十三号に掲げる無線設備</p>

○総務省告示第十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

〔一 略〕
 二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合することの実際は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M. 1457、M. 1581又はM. 2012に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるとに限る。）であることとする。

〔153 略〕

4|| 施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する技術基準

5|| 施行規則第十五条の三第二号(9)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する技術基準

6|| 略

7|| 施行規則第十五条の三第二号(19)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準

8|| 施行規則第十五条の三第二号(20)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準

9|| 施行規則第十五条の三第二号(21)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準

〔一 同上〕
 二 〔同上〕

〔153 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

4|| 〔同上〕

5|| 施行規則第十五条の三第二号(17)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準

6|| 施行規則第十五条の三第二号(18)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

給 電 線

給 電 機

第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

検査の項目 具体的な検査の実施方法等

検査の成績

[1～3 略]

4 占有周波数帯幅

1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの）にあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。

[略]

5 空中線電力

1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの）にあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、無変

[略]

第1 [同左]

[1・2 同左]

3 無線設備等

[一・一の二 同左]

二 電気的特性

検査の項目 具体的な検査の実施方法等

検査の成績

[1～3 同左]

4 占有周波数帯幅

1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの）にあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。

[同左]

5 空中線電力

1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキヤリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの）にあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、無変調の状態で動作さ

[同左]

<p>[6～11 略]</p> <p>[注1～注3 略]</p> <p>[三 略]</p>	<p>調の状態で作動させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>[2～8 略]</p>	<p>[6～11 同左]</p> <p>[注1～注3 同左]</p> <p>[三 同左]</p>	<p>せたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>[2～8 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>			

○総務省告示第十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 産

出 産

[1・2 略]

3 無線設備等

【一・一の二 略】

二 電気的特性

点検の項目

具体的な点検の実施方法等

[1～3 略]

4 占有周波数帯幅

ア 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。

【イ 略】

5 空中線電力

ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。

【イ～サ 略】

[6～19 略]

[注1～注4 略]

[1・2 同左]

3 無線設備等

【一・一の二 同左】

二 電気的特性

点検の項目

具体的な点検の実施方法等

[1～3 同左]

4 占有周波数帯幅

ア 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。

【イ 同左】

5 空中線電力

ア 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。

【イ～サ 同左】

[6～19 同左]

[注1～注4 同左]

[三 弊]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[三 同左]

○総務省告示第十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

電 出 線

電 出 線

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無 線 局	周 波 数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1, 710MHzを超え1, 750MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え4, 100MHz以下 4, 500MHzを超え4, 900MHz以下 27GHzを超え29, 5GHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1, 805MHzを超え1, 845MHz以下 1, 860MHzを超え1, 880MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え4, 100MHz以下 4, 500MHzを超え4, 900MHz以下 27GHzを超え29, 5GHz以下

[注 略]

[同左]

無 線 局	周 波 数
1 [同左]	1, 710MHzを超え1, 750MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え3, 600MHz以下
2 [同左]	1, 805MHzを超え1, 845MHz以下 1, 860MHzを超え1, 880MHz以下 2, 010MHzを超え2, 025MHz以下 2, 645MHzを超え2, 655MHz以下 3, 400MHzを超え3, 600MHz以下

[注 同左]

[注 同左]

備考 条中の「」の記載は出題いふ。